

県内プロスポーツチームと連携した出会いのきっかけづくりとなる
婚活イベント業務仕様書

1 委託業務名

県内プロスポーツチームと連携した出会いのきっかけづくりとなる婚活イベント業務

2 業務の目的

結婚を希望する男女を後押しして、出会いの場やきっかけづくりの機会を創出するために、埼玉県内のプロスポーツチームと連携した婚活イベントを実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務の概要

- (1) 埼玉県内のプロスポーツチームと連携したイベント・交流会の企画・運営
- (2) 広報の実施
- (3) その他関連業務

5 業務の詳細

以下(1)～(7)を踏まえた業務の企画調整・運営及びこれに付随する業務一式について、提案者の企画案及び県との協議に基づき実施するものとする。

(1) 参加者の要件

県内在住・在学・在勤の20歳以上、40歳未満の独身男女

(2) 募集定員及び申込方法等

- ・定員は各回50名とし、計5回実施すること。(男女それぞれ125名予定)
- ・申込方法は申込専用サイトを作成したうえで、事前申込とする。
- ・定員を超える参加申込があった場合は、抽選で参加者を決定すること。
- ・参加者が定員に満たない場合は参加者の確保に努めること。
- ・最少催行人数については県と協議の上決定すること。

(3) イベント

ア 開催年月日

令和6年7月以降に随時実施

イ プログラム

参加者同士が十分に交流でき、本イベントが出会いのきっかけとなるようグループごとの共同作業や、レクリエーション等のプログラムを組み込むこと。

試合会場等で選手OB等による結婚に関するトークショー等、チームと連携した結婚に向けた気運醸成につながるプログラムを組み込むこと。

なお、雨天時における対応も想定したプログラムとすること。

ウ 運営等

- ・ 運営監督責任者、司会進行者の他、参加者に対し、必要に応じてサポートができる人員を適宜配置すること。
- ・ 受付が滞りなく行えるよう、受付方法を工夫すること。なお、受付時に写真付きの本人確認書類等を提示させ、参加要件及び申込者本人であることを確認すること。
- ・ 運営マニュアルを作成し、円滑に事業を進めること。
- ・ 気象状況その他の事情により中止又は延期する場合に備え、あらかじめ参加者への連絡体制を整備しておくこと。また、中止又は延期する場合は事前に県と協議するとともに、会場、参加者等の調整を行うこと。

(4) 広報

- ・ 多くの方に本事業及び本県の結婚支援事業に参加してもらえるよう効果的な広報（チラシ・ポスターの作成、申込サイトの開設、SNSの活用等）を実施すること。
- ・ 広報の際には県主催の事業であることが明確にわかるように表示し、広報の案は事前に県と協議すること。

(5) 企画の条件

- ア スタジアムや体育館等、スポーツに関係する場所で実施すること。
- イ 参加者に「SAITAMA 出会いサポートセンター」を周知し、継続した婚活支援に繋がられるよう、利用促進を図ること。
- ウ 参加者の費用負担については、試合の観戦料、飲食代等の必要最低限の実費に係るものにする。

(6) アンケートの実施

- ・ 事業終了後、参加者からアンケートを取ること。アンケートは任意回答とするが、多くの参加者から回答が得られるよう工夫すること。
- ・ アンケート内容は、事業の効果測定（「イベントの参加を友人等に薦めたいと思ったか」、「よい出会いがあったか」、「連絡先を交換できたか」といった参加者の満足度に関する項目及び契約期間内での一定期間経過後の追跡調査を必ず含めること）や、県の結婚支援に資する内容とする。

(7) 実績報告書の提出

委託業務を完了したときには、速やかに実績報告書を作成し、次に掲げるものを提出すること。

ア 実績報告書 1部

報告書には事業概要、広報資料、参加者名簿、アンケート集計結果、記録写真等のまとめ及び事業の効果や課題等の検証含め、業務委託費収入支出明細書を添付すること。

イ 電子データ一式

報告書のデータを電子メールで送ること。

6 雑則

下記の点に留意すること。

- (1) 委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (2) 業務の実施に際しては県の指示に従うこと。なお、企画の実行にあたっては、県と協議の上、内容を変更することがある。
- (3) スケジュールについては県と調整すること。
- (4) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 本事業実施関係者との調整、苦情、トラブルへの対応等の運営管理を行うこと。
また、参加者からの意見等を、必要に応じて随時報告すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の拡大等により本イベントの中止もしくは延期の指示を県から受けた場合は、これに従うこと。
- (7) 採用された企画及び成果物の著作権は、県に帰属するものとする。
- (8) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (10) 委託事業の経理処理にあたっては、委託費の対象となる経費を明確に区別して処理すること。
- (11) 受託者は、事業完了後5年間、本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (12) 本事業の実施に関しては、提案された企画内容をベースに県と受託者が別途協議して決定する。
- (13) その他、仕様書に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。